

給与支払報告書の提出について

前年度に給与支払報告書の提出があった給与支払者（エルタックスによる提出を除く）に対し、あらかじめ給与支払者の名称・特別徴収関係書類の送付先・指定番号（給与支払者番号 7から始まる9桁の番号）などを記入した堺市提出用の令和6年度給与支払報告書[総括表]（以下、指定総括表という。）を12月上旬頃に給与支払者あてに送付しています。

事務処理を迅速かつ正確に行うため、給与支払報告書提出の際は、この指定総括表をご使用ください。

給与支払報告書の提出を税理士事務所等へご依頼される場合は、指定総括表をご依頼先へお渡しください。

なお、堺市作成以外（一般）の総括表にてご提出される場合も、指定総括表を同封してください。

また、指定総括表以外の総括表を使用する場合で、給与支払者にすでに堺市の指定番号がある場合は、提出する総括表に堺市の指定番号を必ず記入してください。

特別徴収義務者の一斉指定について

大阪府と府内すべての市町村では、すべての事業主の方を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底しています。

このことに伴い、普通徴収（個人納付）にすることができるのは、下記の普通徴収への切替理由に該当する方に限られ、普通徴収切替理由書【兼仕切り紙】の添付が必要になります。

※普通徴収切替理由書の添付がない場合は、特別徴収として扱いますのでご注意ください。

普通徴収への切替理由（下記4項目以外の理由は不可）

- 退職者または給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者
- 給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者
- 給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月ではない・給与の支払額の変動が大きく、特別徴収できない月がある）
- 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者（乙欄適用者）

給与支払報告書（総括表）の記入について

堺市作成の指定総括表で提出する場合

⑥ 給与支払報告書[総括表]										指定番号			
(おて先)堺市長 令和 年 月 日提出										7XXXXXXXX			
給与支払者の法人番号又は個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0	9	8	7
フリガナ	〇〇〇〇カブシキガイシャ										事業種別		
給与支払者の名称又は名称フリガナ	〇〇〇〇株式会社										特別徴収義務者	88	
給与支払者の住所	〒 590-0078 堺市堺区南瓦町〇番〇号										提出市町村数	12	
給与支払者の代表者	堺市 太郎										堺市への報告人数		
給与支払者の代表者のフリガナ	総務部 総務課 堺市 花子										特別徴収 (個人納付)	24	
給与支払者の代表者の住所	〒 〇72-XXX-XXXX										普通徴収 (個人納付)	6	
給与支払者の代表者のフリガナ	給与 二郎										特別徴収 (特別徴収)	5	
給与支払者の代表者の住所	〒 〇72-XXX-XXXX										合計 (I+II+III)	35	

事業主が法人の方は法人番号を記入し、個人の方は右詰で個人番号を記入してください。

普通徴収（個人納付）の方がいる場合は、普通徴収切替理由書【兼仕切り紙】の添付が必要です。

年末調整時に、他社（前職等）分の給与を含んでいるかどうか、及びその旨を摘要欄に記載しているかどうかについて、該当する欄を○で囲んでください。

地方税納入サービス等を利用しているため、納入書が不要な場合は、不要欄を○で囲んでください。

事業所の名称・所在地等の変更・誤りについて

指定総括表に記載の名称や特別徴収関係書類の送付先等に変更・誤りがある場合は二重線で消して訂正してください。

普通徴収への切替理由書【兼仕切り紙】について

指定総括表裏面の切替理由書【兼仕切り紙】で提出する場合

普通徴収切替理由書【兼仕切り紙】
 普通徴収対象者の給与支払報告書(個人別明細書)の上に添付してください

指定番号 **7XXXXXXX**
 事業所名 **〇〇〇〇株式会社**

<提出時の綴り方>

略号	普通徴収への切替理由(下記4項目以外の理由は不可)	人数
a	退職者 給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	6人 1人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間や支払額が不定の者(例:給与の支払が毎月ではない・給与の支払額の変動が大きく、特別徴収できない月がある)	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者(乙欄適用者)	4人
合計		11人

※総括表の普通徴収(個人納付)欄の人数と一致していることを確認してください

※普通徴収への切替理由に該当する方の給与支払報告書(個人別明細書)については、この普通徴収切替理由書の下に添付してください。(上記の表と同様の記載があれば、任意の様式も可)

※普通徴収切替理由書の添付がない場合は、全従業員が特別徴収の対象となります。

<エルタックス(電子申告システム)や光ディスク等で提出の場合>
 普通徴収への切替理由に該当する方については、図1のとおり、個人別明細書の摘要欄に該当する略号a~dを入力することにより、普通徴収切替理由書【兼仕切り紙】の提出が不要となります。
 ※略号a~dに該当しない場合は、普通徴収にはできません。

(給与支払報告書 個人別明細書 抜粋)

<エルタックス(電子申告システム)を利用される場合の注意点>
 普通徴収への切替理由に該当する方については、個人別明細書の摘要欄に該当する略号a~dを入力し、右下にある普通徴収欄に必ずチェックを入れてください。
 ※略号の入力だけでは、普通徴収にはなりませんのでご注意ください。

堺市作成の**指定総括表の裏面に普通徴収切替理由書【兼仕切り紙】**を印刷しております。指定総括表をお持ちの方は、こちらをご利用ください。

指定総括表の表面に記載の指定番号と事業所名を記入してください。

普通徴収への切替理由のうち該当する項目に人数を記入してください。

総括表の普通徴収欄の人数と普通徴収切替理由書の合計人数が一致することを確認してください。

堺市指定総括表 抜粋

堺市への報告人員		人数
特別徴収 (給与から差し引き)	I	24人
普通徴収 (個人納付)	退職者	6人
普通徴収対象理由書の添付が不要です	退職者以外(退職予定者、乙欄、その他)	5人
合計 (I + I + II)		35人

提出する人の合計

eLTAX (電子申告システム) や光ディスク等での提出について

図1 (摘要)

社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借
円	円	円	円

普通徴収への切替理由の該当する記号a~dを入力して下さい。
 (乙欄、退職日の入力があれば、略号の省略が可能です。)

a ~ d 令和6年3月31日退職予定

退職予定者は、退職予定日を入力して下さい。

図2

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者	その他	ひとり親	勤労学生	中途就・退職			元	
									就職	退職	年 月 日		
				○					○	5	8	31	

略号	普通徴収への切替理由(下記4項目以外の理由は不可)	人数
a	退職者 給与支払報告書を提出した年の5月31日までの退職予定者	6人 1人
b	給与が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない者	人
c	給与の支払期間や支払額が不定の者(例:給与の支払が毎月ではない・給与の支払額の変動が大きく、特別徴収できない月がある)	人
d	他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている者(乙欄適用者)	4人

普通徴収への切替理由に該当し、普通徴収(個人納付)とする方については、図1のとおり、給与支払報告書【個人別明細書】(以下、個人別明細書)の**摘要欄**に該当する普通徴収への切替理由の略号a~dを入力することにより、普通徴収切替理由書【兼仕切り紙】の提出が不要となります。
 ※普通徴収への切替理由に該当しない場合は、普通徴収(個人納付)にはできません。

略号aに該当する方のうち退職された方については、個人別明細書の退職欄に退職年月日の入力(図2参照)があれば、摘要欄の略号の入力を省略できます。

また、略号aに該当する方のうち令和6年5月31日までに退職を予定されている方については、摘要欄への略号の入力と合わせて退職予定日も入力してください。

略号dに該当し、個人別明細書の乙欄に印を入れていただいている方(図2参照)については、摘要欄の略号の入力を省略できます。

eLTAX（電子申告システム）を利用される場合の注意点

（eLTAX 個人別明細書 抜粋）

図1と同様に、摘要欄に該当する普通徴収への切替理由の略号a～dを入力し、普通徴収欄にチェックを入れてください。

※普通徴収切替理由書の送付は不要です。

	他の退職者のもとを退職した年月日			普通徴収	青色専従者	条約免除
	年	月	日			
※重者に係る徴収猶予の金額				<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

eLTAXを利用される場合において、普通徴収への切替理由に該当し、普通徴収(個人納付)とする方については、上の表(図1)のとおり個人別明細書の摘要欄に該当する普通徴収への切替理由の略号a～dを入力することと合わせて、個人別明細書の普通徴収欄に必ずチェック(☑)を入力してください。

※普通徴収への切替理由の略号の入力、または普通徴収欄の☑のどちらか一方では、普通徴収になりませんのでご注意ください。

提出方法について

区ごとに分ける必要はありません。堺市提出分としてまとめてご提出ください。

提出期限について

令和6年1月31日(水)までに必ず提出してください。(なるべく早めの提出をお願いいたします。)

提出先について

【持参の場合】

堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1(三国ヶ丘庁舎2階) 堺市 市税事務所 市民税課

または

堺市堺区南瓦町3番1号(市庁舎本館8階) 税務サービス課

【郵送の場合】

〒591-8701

堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1(三国ヶ丘庁舎2階)

堺市 市税事務所 市民税課 特別徴収係 宛

